

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案新旧対照条文  
○ 電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（無線局の局種別審査）</p> <p>第4条 無線局の局種別の審査は、別紙1に定めるところによる。 別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準</p> <p>2 超短波放送局(地上系)(基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。)</p> <p>超短波放送局(地上系)(基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。以下「FM放送局」という。)の審査は、1(1)の基準によるほか、次により行う。この場合において1(1)中「DTV放送」とあるのは「FM放送」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 送信の方式は、超短波放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第86号)に適合するものであること。</p> <p>(2) 送信空中線</p> <p>ア 送信空中線は、その発射する電波の偏波面が原則として水平となるものであること。ただし、次に掲げる場合は、その限りでない。</p> <p>(ア) 同一場所に設置された既設空中線の偏波面に一致させる場合</p> <p>(イ) 放送波による中継(以下「放送波中継」という。)を行っ</p>	<p>（無線局の局種別審査）</p> <p>第4条 無線局の局種別の審査は、別紙1に定めるところによる。 別紙1(第4条関係)無線局の局種別審査基準</p> <p>2 超短波放送局(地上系)(基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。)</p> <p>超短波放送局(地上系)(基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。以下「FM放送局」という。)の審査は、1(1)の基準によるほか、次により行う。この場合において1(1)中「DTV放送」とあるのは「FM放送」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 送信の方式は、超短波放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第86号)に適合するものであること。</p> <p>(2) 送信空中線</p> <p>ア 送信空中線は、その発射する電波の偏波面が原則として水平となるものであること。ただし、次に掲げる場合は、その限りでない。</p> <p>(ア) 同一場所に設置された既設空中線の偏波面に一致させる場合</p> <p>(イ) 放送波による中継(以下「放送波中継」という。)を行っ</p>

ている回線への干渉を軽減できると認められる場合

イ 多段空中線の使用により俯角を調整できる場合は、放送区域外に必要以上に電波を放射しないための措置を講じてあること。

ウ 地上高については、放送区域を示す図及び海拔高等からみて適切に記載されていること。

(3) 放送波中継方式を使用する場合の受信空中線

ア 上位局の電波の受信電界強度が、放送波を中継する上で必要な電界強度を満足できる地点であること。

イ 他局からの干渉が最も少ない地点であること。

ウ 多重反射歪を生じない地点であること。

エ 上位局から受信する電波に及ぼす干渉を避けるために遮へい等の措置が十分に考慮されているものであること。

オ 高周波利用設備、自動車その他の雑音発生源から生ずる電氣的雑音により、放送番組の中継に支障を及ぼさないものであること。

(4) 周波数の選定

別添に示す方法により選定すること。

(5) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局（以下「受信障害対策中継局」という。）であって、適合表示無線設備を使用するもの（以下「ラジオ放送のギャップフィルラー」という。）の空中線電力は、1波当たり0.25W以下であること。

ている回線への干渉を軽減できると認められる場合

イ 多段空中線の使用により俯角を調整できる場合は、放送区域外に必要以上に電波を放射しないための措置を講じてあること。

ウ 地上高については、放送区域を示す図及び海拔高等からみて適切に記載されていること。

(3) 放送波中継方式を使用する場合の受信空中線

ア 上位局の電波の受信電界強度が、放送波を中継する上で必要な電界強度を満足できる地点であること。

イ 他局からの干渉が最も少ない地点であること。

ウ 多重反射歪を生じない地点であること。

エ 上位局から受信する電波に及ぼす干渉を避けるために遮へい等の措置が十分に考慮されているものであること。

オ 高周波利用設備、自動車その他の雑音発生源から生ずる電氣的雑音により、放送番組の中継に支障を及ぼさないものであること。

(4) 周波数の選定

別添に示す方法により選定すること。

(6) 申請局が補完中継局である場合にあっては、(1)から(5)までの基準によるほか、次のとおりとする。

ア 次のいずれかの対策を目的としているものであること(ただし、(エ)については、基幹放送用周波数使用計画第1の5に規定するその他の補完中継局に限る。)

(ア) 中波放送の基幹放送局の送信設備及び中継回線設備(以下「送信設備等」という。)が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策(以下「災害対策」という。)

(イ) 建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策(以下「都市型難聴対策」という。)

(ウ) 外国波による混信対策(以下「外国波混信対策」という。)

(エ) 地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策(地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。)(以下「地理的・地形的難聴対策」という。)

イ 災害対策を目的とする場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 送信設備等の設置場所が次のいずれかの地域に該当している場合であって、自然災害等により送信設備等に大きな破損、障害等が発生し、放送の継続ができなくな

(5) 申請局が補完中継局である場合にあっては、(1)から(4)までの基準によるほか、次のとおりとする。

ア 次のいずれかの対策を目的としているものであること(ただし、(エ)については、基幹放送用周波数使用計画第1の5に規定するその他の補完中継局に限る。)

(ア) 中波放送の放送局の送信設備及び中継回線設備(以下「送信設備等」という。)が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策(以下「災害対策」という。)

(イ) 建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策(以下「都市型難聴対策」という。)

(ウ) 外国波による混信対策(以下「外国波混信対策」という。)

(エ) 地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策(地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。)(以下「地理的・地形的難聴対策」という。)

イ 災害対策を目的とする場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 送信設備等の設置場所が次のいずれかの地域に該当している場合であって、自然災害等により送信設備等に大きな破損、障害等が発生し、放送の継続ができなくな

る可能性が高いと認められるものであること。

- A 都道府県又は市区町村の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域
- B 河川敷内又は水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づき指定された外水氾濫区域(浸水想定区域)であって、洪水による被害が想定されているもの
- C 送信設備等が設置された敷地内に活断層があることが判明している地域
- D 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づき指定された土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域であって、土砂災害による被害が想定されているもの
- E 都道府県又は市区町村が策定した液状化マップ等により、液状化による被害が想定されている地域
- F A から E までに掲げるもののほか、法令又は条例等に基づき都道府県又は市区町村が特定した自然災害により送信設備等が大きな被害を受ける可能性が高い地域(当該都道府県又は市区町村と放送事業者との間の災害放送協定等に当該地域内の送信設備等に係る災害対策の補完中継局等の必要性が盛り込まれている場合に限る。)

(イ) 中波放送の放送対象地域の沿岸の大部分において都

る可能性が高いと認められるものであること。

- A 都道府県又は市区町村の策定したハザードマップ等による津波等の浸水深予測により、津波等が到達し被害が想定されている地域
- B 河川敷内又は水防法(昭和 24 年法律第 193 号)に基づき指定された外水氾濫区域(浸水想定区域)であって、洪水による被害が想定されているもの
- C 送信設備等が設置された敷地内に活断層があることが判明している地域
- D 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)に基づき指定された土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域であって、土砂災害による被害が想定されているもの
- E 都道府県又は市区町村が策定した液状化マップ等により、液状化による被害が想定されている地域
- F A から E までに掲げるもののほか、法令又は条例等に基づき都道府県又は市区町村が特定した自然災害により送信設備等が大きな被害を受ける可能性が高い地域(当該都道府県又は市区町村と放送事業者との間の災害放送協定等に当該地域内の送信設備等に係る災害対策の補完中継局等の必要性が盛り込まれている場合に限る。)

(イ) 中波放送の放送対象地域の沿岸の大部分において都

道府県又は市区町村の策定したハザードマップ等により大規模な津波等の被害が発生する可能性が高く、災害対策を行う必要性があると認められるものであること。

ウ 都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策を目的とする場合にあっては、中波放送の放送区域において、平成 23 年総務省告示第 284 号(中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件)に規定する中波放送を行う基幹放送局の電界強度を満たさない地点又は電気雑音の影響や外国波混信等により中波放送の聴取が困難と判断される地点(平成 23 年総務省告示第 279 号(登録検査等事業者等規則第 20 条及び別表第 7 号第 3 の 3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)第 3 項第 3 号の表 3 の項(3)の受信状況の評価が 2 以下である地点をいう。)が、継続的かつ原則として 1 キロメートル四方(受信障害対策中継局の場合にあっては、250メートル四方)のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。

#### エ 空中線電力

空中線電力の選定は、次の基準により行う。

(ア) 申請局が使用する周波数が基幹放送用周波数使用計画第 4 の 4 に定めるものの場合にあっては、次のいずれ

道府県又は市区町村の策定したハザードマップ等により大規模な津波等の被害が発生する可能性が高く、災害対策を行う必要性があると認められるものであること。

ウ 都市型難聴対策、外国波混信対策又は地理的・地形的難聴対策を目的とする場合にあっては、中波放送の放送区域において、平成 23 年総務省告示第 284 号(中波放送を行う基幹放送局の地上波電界強度を定める件)に規定する中波放送を行う基幹放送局の電界強度を満たさない地点又は電気雑音の影響や外国波混信等により中波放送の聴取が困難と判断される地点(平成 23 年総務省告示第 279 号(登録検査等事業者等規則第 20 条及び別表第 7 号第 3 の 3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)第 3 項第 3 号の表 3 の項(3)の受信状況の評価が 2 以下である地点)が、継続的かつ原則として 1 キロメートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。

#### エ 空中線電力

空中線電力の選定は、次の基準により行う。

(ア) 申請局が使用する周波数が基幹放送用周波数使用計画第 4 の 4 に定めるものの場合にあっては、次のいずれ

にも該当するものであること。

A 申請局の送信設備の設置場所の属する都道府県(中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏の場合にあつては愛知県、近畿広域圏の場合にあつては大阪府)を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者(日本放送協会(茨城県を除く。))及び放送大学学園を除く。)の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。

B 申請局に係る空中線電力は、中波放送の親局の放送区域(中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏の場合にあつては愛知県、近畿広域圏の場合にあつては大阪府、二の府県を含む場合(滋賀県・京都府、鳥取県・島根県及び佐賀県・長崎県)にあつては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の府県庁所在地及びその周辺の地域)のうち難聴の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成 23 年総務省告示第 285 号(超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文

にも該当するものであること。

A 申請局の送信設備の設置場所の属する都道府県(中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏の場合にあつては愛知県、近畿広域圏の場合にあつては大阪府)を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者(日本放送協会(茨城県を除く。))及び放送大学学園を除く。)の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力(当該補完中継局の送信空中線の海拔高が当該親局よりも高くなる場合は、原則として、当該海拔高が高くなることによる放送区域の拡大効果を減じた空中線電力)の値を超えないものであること。

B 申請局に係る空中線電力は、中波放送の親局の放送区域(中波放送の放送対象地域が関東広域圏の場合にあつては東京都、中京広域圏の場合にあつては愛知県、近畿広域圏の場合にあつては大阪府、二の府県を含む場合(滋賀県・京都府、鳥取県・島根県及び佐賀県・長崎県)にあつては中波放送の親局の放送区域又は申請局の送信設備の設置場所の属する府県の府県庁所在地及びその周辺の地域)のうち難聴の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成 23 年総務省告示第 285 号(超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文

字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件)に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

(イ) その他の補完中継局である場合にあっては、原則 100W 以下とし、中波放送の中継局等の放送区域のうち難聴が発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成 23 年総務省告示第 285 号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

オ 他の無線局等への混信妨害等

(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。

(イ) 有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に対する障害、受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送の受信設備に係る受信障害及び超短波放送の受信設備に係る受信障害の防止又は解消を図るための措置を適切に実施していること。

(ウ) マルチメディア放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 87 号)第 4 章第 1 節に定める放送を行うものに限る。)又は超短波放送を行う基幹放送局を開設しようとする者と相互変調等による超短波放送の受信設備に係る受

字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件)に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

(イ) その他の補完中継局である場合にあっては、原則 100W 以下とし、中波放送の中継局等の放送区域のうち難聴が発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成 23 年総務省告示第 285 号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

オ 他の無線局等への混信妨害等

(ア) 他の無線局等への混信妨害を排除するため、補完中継局の放送区域と放送区域が重なる超短波放送を行う地上基幹放送事業者等との調整に十分配慮していること。

(イ) 有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送の受信に対する障害、受信電波を増幅する機器その他テレビジョン放送の受信設備に係る受信障害及び超短波放送の受信設備に係る受信障害の防止又は解消を図るための措置を適切に実施していること。

(ウ) マルチメディア放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成 23 年総務省令第 87 号)第 4 章第 1 節に定める放送を行うものに限る。)又は超短波放送を行う基幹放送局を開設しようとする者と相互変調等による超短波放送の受信設備に係る受

信障害の防止又は解消を図るための措置を協力して適切に実施していること。

- (7) 申請局が、超短波放送を行う基幹放送局の放送区域等において、難聴対策等のため超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局であって、受信障害対策中継放送を行うものである場合にあっては、(1)から(5)までの基準によるほか、次のとおりとする。

ア 超短波放送の放送区域等において、平成 23 年総務省告示第 285 号に規定する超短波放送を行う基幹放送局の電界強度を満たさない地点又は電気雑音の影響や外国波混信等により超短波放送の聴取が困難と判断される地点（平成 23 年総務省告示第 279 号第 3 項第 3 号の表 3 の項(3)の受信状況の評価が 2 以下である地点をいう。）が、継続的かつ原則として 250 メートル四方のメッシュ単位で一定程度の連続性を持って地域的に存在し、その原因等が具体的に確認できるものであること。

イ 空中線電力は、超短波放送の基幹放送局の放送区域等のうち難聴が発生している地域における平成 23 年総務省告示第 285 号に規定する電界強度を確保するために必要最小の値であること。

別添

FM 放送局の周波数の選定方法

信障害の防止又は解消を図るための措置を協力して適切に実施していること。

別添

FM 放送局の周波数の選定方法

下表の条件を満足する周波数を選定すること。

1 航空機緊急遭難周波数243MHzに対する混信排除に関する制限	80.8MHzから81.2MHzまでの周波数は選定不可。
2 VOR又はILSのローカライザの無線局への干渉検討(ラジオ放送のギャップファイラーの場合を除く。)	<p>VOR又はILSのローカライザの無線局の周波数と次に示す関係になる周波数(当該周波数の±200kHzの範囲内にVOR又はILSのローカライザの周波数の全部又は一部が重複する場合に限る。)以外のものを選定。ただし、VOR又はILSのローカライザの無線局に干渉を与えない場合は、この限りでない。</p> <p>① <math>2f_1 - f_2</math>MHz          ② <math>f_1 + f_2 - f_3</math>MHz</p> <p>ここで、「f1」、「f2」及び「f3」は、VOR又はILSのローカライザの無線局の覆域と放送区域が重複又は近接する自局及び他のFM放送局の周波数を示す。</p> <p>ただし、<math>f_1 \geq f_2 &gt; f_3</math>とし、他のFM放送局が1局のみの場合は①の計算のみを行うこと。</p>
3 他のFM放送局の送信	運用時間が異なる等により、他のFM放送局に混信を与えるおそれがない場合

下表の条件を満足する周波数を選定すること。

1 航空機緊急遭難周波数243MHzに対する混信排除に関する制限	80.8MHzから81.2MHzまでの周波数は選定不可。
2 VOR又はILSのローカライザの無線局への干渉検討	<p>VOR又はILSのローカライザの無線局の周波数と次に示す関係になる周波数(当該周波数の±200kHzの範囲内にVOR又はILSのローカライザの周波数の全部又は一部が重複する場合に限る。)以外のものを選定。ただし、VOR又はILSのローカライザの無線局に干渉を与えない場合は、この限りでない。</p> <p>① <math>2f_1 - f_2</math>MHz          ② <math>f_1 + f_2 - f_3</math>MHz</p> <p>ここで、「f1」、「f2」及び「f3」は、VOR又はILSのローカライザの無線局の覆域と放送区域が重複又は近接する自局及び他のFM放送局の周波数を示す。</p> <p>ただし、<math>f_1 \geq f_2 &gt; f_3</math>とし、他のFM放送局が1局のみの場合は①の計算のみを行うこと。</p>
3 他のFM放送局の送信	運用時間が異なる等により、他のFM放送局に混信を与えるおそれがない場合

空中線と共 建又は近傍 に設置する 場合の制限	を除き、他の FM 放送局と自局との周波数差±800kHz 以上のものを選定。	
4 他の FM 放送局と放送区域が重複する場合の制限	当該 FM 放送局の周波数と、10.7±0.1MHz 差の関係にある周波数以外を選定。	
5 自局の予定放送区域内における他の FM 放送局からの干渉検討	自局の電波の予想電界強度値と他の基幹放送局の電波の電界強度値とが、次の混信保護比を満足する周波数を選定。	
	周波数差 0kHz	混信保護比 36dB
	100kHz	33dB
	200kHz	7dB
	300kHz	-10dB
	400kHz	-25dB
6 他の FM 放送局の放送区域内における干渉検討	他の基幹放送局の放送区域フリンジにおける自局の電波の予想電界強度値が、上記 5 に示す混信保護比を満足する周波数を選定。	

空中線と共 建又は近傍 に設置する 場合の制限	を除き、他の FM 放送局と自局との周波数差±800kHz 以上のものを選定。	
4 他の FM 放送局と放送区域が重複する場合の制限	当該 FM 放送局の周波数と、10.7±0.1MHz 差の関係にある周波数以外を選定。	
5 自局の予定放送区域内における他の FM 放送局からの干渉検討	自局の電波の予想電界強度値と他の基幹放送局の電波の電界強度値とが、次の混信保護比を満足する周波数を選定。	
	周波数差 0kHz	混信保護比 36dB
	100kHz	33dB
	200kHz	7dB
	300kHz	-10dB
	400kHz	-25dB
6 他の FM 放送局の放送区域内における干渉検討	他の放送局の放送区域フリンジにおける自局の電波の予想電界強度値が、上記 5 に示す混信保護比を満足する周波数を選定。	

7 放送波中継回線に対する干渉検討	(1) 放送波中継回線に対する自局の電波の予想電界強度値が次の混信保護比を満足する周波数を選定。	
	周波数差 0kHz	混信保護比 60dB
	100kHz	55dB
	200kHz	40dB
	300kHz	10dB
	400kHz	-20dB
	500kHz	-30dB
	600kHz	-40dB
	700kHz	-50dB
	800kHz	-60dB
	(2) 上記(1)のほか、受信空中線の指向性、偏波面及び中継局の受信設備の干渉除去のための措置を考慮。	
8 自局の予定放送区域内における他のFM放送局に対する干渉検討	99MHzを超え108MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送(以下この表において「V-Lowマルチメディア放送」という。)の放送局又は他のFM放送局の周波数と次に示す関係になる周波数以	

7 放送波中継回線に対する干渉検討	(1) 放送波中継回線に対する自局の電波の予想電界強度値が次の混信保護比を満足する周波数を選定。	
	周波数差 0kHz	混信保護比 60dB
	100kHz	55dB
	200kHz	40dB
	300kHz	10dB
	400kHz	-20dB
	500kHz	-30dB
	600kHz	-40dB
	700kHz	-50dB
	800kHz	-60dB
	(2) 上記(1)のほか、受信空中線の指向性、偏波面及び中継局の受信設備の干渉除去のための措置を考慮。	
8 自局の予定放送区域内における他のFM放送局に対する干渉検討	99MHzを超え108MHz以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送(以下この表において「V-Lowマルチメディア放送」という。)の放送局又は他のFM放送局の周波数と次に示す関係になる周波数以	

	<p>外を占有周波数帯幅の上限から下限までを考慮して選定。ただし、V—Low マルチメディア放送の放送局又は他の FM 放送局に干渉を与えない場合は、この限りでない。</p> <p><math>2f_1 - f_2 \text{MHz}</math></p> <p>ここで、「<math>f_1</math>」及び「<math>f_2</math>」は、自局及び V—Low マルチメディア放送の放送局又は他の FM 放送局の周波数を示す。</p>
9 一般無線局からの FM 放送受信に対する干渉検討	<p>一般無線局の周波数と次に示す関係になる周波数以外を選定。</p> <p>① <math>(f - 2IF) \pm 400\text{kHz}</math></p> <p>② <math>((f - IF) \times 2 \pm IF) \pm 400\text{kHz}</math></p> <p>③ <math>f/2 \pm 400\text{kHz}</math></p> <p>④ <math>2f \pm 400\text{kHz}</math></p> <p>ここで、「<math>f</math>」は自局の周波数及び「<math>IF</math>」は FM 放送受信機の間周波数を示す。</p>
10 一般無線局への干渉検討	<p>一般無線局(電波天文業務を含む。)への混信を排除するため、自局の電波の高調波及び他の無線局との相互変調積等の関係が想定されない周波数を選定。</p>
11 受信障害対策中継局における検討	<p>(1) 申請局が難聴対策を行おうとする放送区域に係る基幹放送局が超短波放送を行う基幹放送局の場合にあつては、当該基幹放送局と同一周波数を</p>

	<p>外を占有周波数帯幅の上限から下限までを考慮して選定。ただし、V—Low マルチメディア放送の放送局又は他の FM 放送局に干渉を与えない場合は、この限りでない。</p> <p><math>2f_1 - f_2 \text{MHz}</math></p> <p>ここで、「<math>f_1</math>」及び「<math>f_2</math>」は、自局及び V—Low マルチメディア放送の放送局又は他の FM 放送局の周波数を示す。</p>
9 一般無線局からの FM 放送受信に対する干渉検討	<p>一般無線局の周波数と次に示す関係になる周波数以外を選定。</p> <p>① <math>(f - 2IF) \pm 400\text{kHz}</math></p> <p>② <math>((f - IF) \times 2 \pm IF) \pm 400\text{kHz}</math></p> <p>③ <math>f/2 \pm 400\text{kHz}</math></p> <p>④ <math>2f \pm 400\text{kHz}</math></p> <p>ここで、「<math>f</math>」は自局の周波数及び「<math>IF</math>」は FM 放送受信機の間周波数を示す。</p>
10 一般無線局への干渉検討	<p>一般無線局(電波天文業務を含む。)への混信を排除するため、自局の電波の高調波及び他の無線局との相互変調積等の関係が想定されない周波数を選定。</p>

選定。ただし、干渉等の理由により当該基幹放送局と同一周波数を選定できない場合は、割当可能な周波数で当該基幹放送局の周波数の近傍のものから選定

(2) 申請局が難聴対策を行おうとする放送区域に係る基幹放送局が中波放送を行う基幹放送局の場合にあっては、割当可能な周波数のうち低い周波数から選定

(3) 複数の周波数を使用して再送信を行う場合にあっては、当該周波数の差が 600kHz 以上となる周波数を選定